平成２１年（フ）第３４８０号
愛知県津島市宮川町２丁目108番地　市営宮川住宅32号
債務者　石塚　正則
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６号
三重県志摩市浜島町浜島3024番地２
債務者　谷水いよ子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
北海道旭川市８条通10丁目2191番地　第二ＹＭコーポ５号室
債務者　押切　輝子（旧姓池戸）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２１号
北海道旭川市永山６条９丁目８番10号
債務者　窪　　隆男
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９９号
北海道上川郡愛別町字北町419番地２
債務者　駒澤　明仁
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３６号
北海道深川市納内町グリーンタウン１番46号
債務者　坂下　久佳
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４９号
北海道旭川市本町２丁目437番地　そのだマンション24号
債務者　堀田　裕介
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５０号
北海道上川郡東川町東町３丁目８番20号
債務者　林　　敏雄
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５１号
北海道旭川市神居５条21丁目47番地の40
債務者　窪田　淳司
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５５号
北海道上川郡東神楽町北１条西１丁目６番４―304号
債務者　川原のぶえ（旧姓花輪）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５６号
北海道富良野市北の峰町22番13号
債務者　畑野　智子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５９号
北海道旭川市春光４条８丁目１番28号
債務者　三井ひとみ（旧姓白戸）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６０号
北海道富良野市若葉町10番２号
債務者　石垣恵美子こと　周　　恵子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６２号
北海道旭川市東光２条１丁目２番11号　大川Ｍ・Ｓ201号
債務者　渡辺　和彦
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６３号
北海道深川市音江町字更進696番地
債務者　丸山　豊和
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部